

令和5年度

中学部生活指導規則

鹿児島県立鹿児島聾学校

中学部

1 生徒心得

- (1) 心身を鍛え、学習に励もう。
- (2) 明るく真面目に生活しよう。
- (3) ねばり強く、最後までなしとげよう。
- (4) よく考え、けじめある行動をしよう。
- (5) 進んで仕事をしよう。
- (6) 思いやりと感謝の気持ちをもとう。

2 学校内外での生活について

◎ 法律・社会規範に反する行為は絶対にしない。

- 1 学校内外での生活で、困っていることや悩み等がある時には、一人で考え込まず、身近な信頼できる話しやすい人に相談する。

2 校内生活

(1) 登校

- ・ 服装と容儀を正し、忘れ物がないよう確認して登校し、心のこもったあいさつをする。
- ・ 交通規則を守り、いつも決まった通学路を登校すると共に、交通安全に特に気を付ける。
- ・ 自転車での通学は、厳しい交通事情により禁止する。
- ・ 8時10分までに登校し、朝自習や清掃作業等の自主活動に、積極的に参加する。
- ・ 学用品以外の物（学習に不必要な物）を校内に持ち込まないようにする。
- ・ 欠席・遅刻・早退の時は、その理由を担任に届ける。

(2) 授業および試験の心得

- ・ 始業時刻の1分前には、学習の準備をして着席する。
- ・ 授業の始まりと終わりのあいさつは、きちんとする。
- ・ 授業に遅れたり、忘れ物をしたりしないように注意する。
- ・ 試験においては厳正な態度で臨み、不正行為のないようにする。
- ・ 試験中必要な用具以外の品物は、所定の場所に置くと共に、用具の貸借はやめる。

(3) 休み時間

- ・ 教室や廊下での行動は静かにすると共に、原則として他の教室に出入りしないようにする。
- ・ ドアや窓の開閉はていねいにし、器物の破損や事故等のないようにする。
- ・ 先生方や来訪者に会ったら、進んであいさつするよう心がける。

(4) 放課後及び下校

- ・ 放課後、特に用事のない者は速やかに下校する。帰宅途中の寄り道はしない。
- ・ 課外活動に参加する者は、活動許可願いを提出して学校長の許可を受け、別に定められた規定をしっかりと守る。

(5) その他

- ・ 職員室への出入りは、許可を受けると共に、会議中や試験期間中は入室しないようにする。
- ・ 所持品はしっかりと管理すると共に、学年、組、氏名を明記する。
- ・ 生徒間の金銭及び物品の貸借や、交換、売買はしない。

3 服装等について

◎ 服装および容儀は、常に清潔なものをきちんと着用するよう心掛ける。

1 男子服装

(1) 冬服

- ・ 冬服は学校指定の黒の学生服を着用する。
(ボタンは金色で中の字の入ったもの)
- ・ 上着の下には白のカッターシャツを着用する。
- ・ セーター・トレーナー等を着用するときは、黒・紺・茶系統とし、制服からはみださないようにする。

(2) 合服

白のカッターシャツに黒ズボンを着用する。

(3) 夏服

- ・ 白の開襟シャツに黒ズボンを着用する。
- ・ 制服の下は華美でない肌着を着用する。

(4) ズボンのベルト

ベルトは派手でないものを使用する。

2 女子服装

(1) 冬服

- ・ 白3本の襟線をつけた濃紺のセーラー服で、白の三角ネクタイをつける。
- ・ スカートは、同色のプリーツスカートとし、膝がかくれる程度のものを着用する。
- ・ 制服の下に着用するセーター等は、黒・紺・茶系統とし、制服の首元から見えてもよい。但し、その日の気候状況や自分の体調を考えて、服装選びができるようにする。
- ・ 上着は黒・紺系統のものとし、原則的に登下校時のみとする。
(着用する際は必ず担任の許可を得ること。)

(2) 合服

- ・ 白の丸襟で長袖のブラウスにリボンをしめる。
- ・ スカートは冬服と同じものを着用する。

(3) 夏服

- ・ 白のセーラー服型半袖ブラウスで、襟はネズミ青の地に3本の白線を入れ、襟と同じ色のネクタイをする。
- ・ スカートは襟と同色のプリーツスカートとする。スカート丈は膝がかくれる程度とする。
- ・ 合服・夏服の下は華美でない服を着用する。

3 制服の基準着用期間

(1) 冬服

11月～4月

(2) 合服

4月と10月

(3) 夏服

6月～9月

※ その日の気候や体調等を考慮して制服を着用する。但し、儀式等の時は制服をそろえる。

- 4 バッジ
 - (1) 男子
冬服, 合服, 夏服共に左襟に着用する。
 - (2) 女子
 - ・ 冬服はセーラー服の左襟元付近に着用する。
 - ・ 合服はジャンパースカートの左襟元付近に着用する。
- 5 防寒着
 - (1) コートや手袋等
 - ・ 生徒の体調等, 必要に応じて担任の許可を得て着用する。
 - ・ 着用する場合は, 華美でないものを登下校のみ使用し, 教室についたら外す。
- 6 靴
 - (1) 通学および外出用
白系統の運動靴をはく。(派手な模様, 柄の物は認めない。)
 - (2) 室内ばき
体育館シューズと区別してはく。
 - (3) 体育館シューズ
学校指定のものをはく。
- 7 靴下
 - (1) 男女共通
 - ・ 白を原則とするが, ハイソックス・ルーズソックスは使用しないようにする。ショートソックスは, くるぶしが隠れるものとする。
 - ・ ワンポイントについては, 特に大きくなければ認める。
 - (2) 女子
 - ・ タイツは, 黒・紺色のものを使用する。
 - ・ 女子生徒が黒のタイツを着用している場合のみ, 黒・紺色のソックスを認める。
- 8 アクセサリー等
アクセサリー類の着用は禁止する。ミサンガの着用を禁止する。
- 9 校外学習等の服装
行き先や目的によって, その都度指示するので, その指示にしたがった服装を着用する。
- 10 体育の服装等
 - ・ 体育服・カバンおよび補助バッグについては, 別に規定された事項を守るようにする。

4 頭髪について

◎ 中学生らしい清潔な髪型に心掛ける。

1 男女共通

- ・ 髪の毛は、活動しやすい・前髪が目につれない長さにする。
- ・ 染髪、脱色、整髪料、パーマ、眉そり、化粧等は禁止する。
- ・ 一部を伸ばさない。

2 男子

(1) 髪型

- ・ 中学生らしく清潔な髪型とし、極端な髪型はやめる。
- ・ 髪型が目や耳、襟にかからないようにする。

3 女子

(1) 髪型

- ・ 中学生らしい清潔な髪型とし、極端な髪型はやめる。
- ・ 後頭部の髪の毛の長さが襟首より長いものは束ねるようにする。
- ・ 前髪が目にかからないようにする。

(2) 髪どめ等の色

髪どめ、ゴム紐は、黒、紺、茶色の安全なものを使用する。

(3) ストレートパーマ

パーマは原則禁止しているが、ストレートパーマは許可制とする。保護者が許可承諾書に理由を記入して学校に提出する。(書式1)

5 携帯電話・スマートフォン持込について

1 携帯電話・スマートフォン持込について

- ・ 携帯電話・スマートフォンについては、学校としてはあくまでも緊急連絡用として、電話やメール機能のみを使うという前提で持込の許可を行う。
- ・ 犯罪、トラブル等に巻き込まれることを防ぐために、必ず携帯電話各社とフィルタリングの契約をすること。フィルタリング契約のない携帯電話・スマートフォンについては持込許可を認めない。
- ・ メールやネット等で他人の誹謗中傷や個人情報に関する書き込みが認められた場合は、携帯電話・スマートフォンの持込許可を取り消すものとする。
- ・ 携帯電話・スマートフォン持込許可願の内容を熟読のうえ、提出すること。

2 携帯電話・スマートフォン持込許可願(書式2)

- ・ 別紙において携帯電話・スマートフォン持込許可願を記入し、提出すること。
- ・ この用紙は中学部職員室に保管してあるので、各自で取りに行くこと。
- ・ フィルタリングの設定を証明する書類を添付して、提出すること。
- ・ 携帯会社がフィルタリング証明書を発行できない場合は、学校で作成した「携帯電話フィルタリング加入証明書」に携帯会社の押印をもらって提出すること。